

## 平成18年度税制改正に関する要望

平成17年9月20日  
日本証券業協会  
投資信託協会  
全国証券取引所

我が国経済は、企業業績の回復が徐々にではあるが各部門に着実に浸透し、引き続き民間需要中心の緩やかな景気回復を続けるものと見込まれ、今や、バブル後と呼ばれた時期を抜け出し、いよいよ「攻めの改革」に踏み出すときを迎えております。

こうした中、我が国経済の活性化を図り、民間主導の経済成長を確実なものとするためには、政府における構造改革の本格的かつ総合的な取組が必要であり、とりわけ、「金融システム改革」の強力な推進、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとし、「金融サービス立国」の実現に向けた施策が必要であると考えます。

証券界といたしましては、この「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとし、証券市場の活性化を図るためには、個人投資家をはじめとする幅広い投資家の証券市場への参加が必要であり、引き続き、個人金融資産のうち株式や株式投資信託等の直接金融を支える商品の保有が欧米と遜色のない状況になるまで、時限措置とされている上場株式等の譲渡による所得、配当所得に対する軽減税率を据え置くことや配当所得に対する課税の一層の軽減を図るなど、証券投資について、さらなる優遇措置が必要と考えます。

また、利子所得も含めた金融所得全般に対する一体課税については、より一層「投資」を行い得るための必要な制度整備であり、簡素で中立的な仕組みとし、実務面での検討を十分に行った上で、できる限り一体化を図るべきものと考えます。

つきましては、平成18年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現方につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 証券市場の活性化のための税制措置

1. 上場株式等の譲渡所得や配当所得に関する税率(10%)を継続するとともに、証券先物・オプション取引及びカバードワラントに係る取引損益についても軽減税率を適用すること。また、配当所得への課税について、一層の軽減を図る観点から、配当所得の2分の1に課税する方法に改めること
2. 株式等の譲渡損益の通算対象に、株式投資信託に係る期中分配金・償還(解約)差益、株式等の配当金、証券先物・オプション取引及びカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還(解約)差損益・譲渡損益を加えるとともに、当該損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認めること  

(注1) 公社債及び公社債投資信託に係る譲渡益を課税することに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること

(注2) 公社債及び公社債投資信託の譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施すること
3. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を3年間から7年程度に延長すること
4. 特定管理株式のみなし譲渡損失について譲渡損失の繰越控除の対象に含めること
5. 株式等、株式投資信託を相続・贈与した場合における課税の軽減を図ること

## 特定口座等に関する税制措置

1. 特定口座について上場株式等、公募株式投資信託の譲渡損益等に限定されている通算範囲を、株式投資信託に係る期中分配金・償還(解約)差益、上場株式等の配当金、証券先物・オプション取引及びカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還(解約)差損益・譲渡損益まで拡大すること  

(注1) 特定口座の対象に上記利子等及び配当等を加える場合、特定口座内における年間分の利益に対し一括課税が行えるよう源泉徴収の仕組みを見直すとともに、年間通算限度額を設けないこと

(注2) 特定口座の対象に上記配当金を加える場合、大口個人株主に係る配当金に対する源泉徴収税率を見直すこと

(注3) 特定口座において管理することを条件として、個人の保有が制限されている公社債の保有を解禁すること

- 2 .いわゆるラップ口座専用の特定口座の開設又は特定口座において取得価額の区分管理を可能とすること
- 3 .特定口座に係るみなし廃止制度について、特定口座開設者の利便性に配慮し、一定の要件のもとに、適用除外を認めること
- 4 .従業員持株会で取得した株式について、一定の要件のもとに、直接特定口座へ移管できる措置を講じること
- 5 .投資クラブ専用の特定口座の開設を可能とすること
- 6 .特定口座の取扱い業者に投資信託委託業者を加えること

#### 公社債取引に関する税制措置

- 1 .非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子、発行差金の非課税措置を恒久化又は延長すること 【期限切れ延長等要望】
- 2 .非居住者・外国法人との債券現先取引の非課税制度について、恒久化又は適用期限を延長するとともに、当該取引に過少資本税制を適用しないこと 【期限切れ延長等要望】
- 3 .非居住者・外国法人の受け取る振替債（国債以外の公社債）の利子について非課税とすること
- 4 .内国法人の受け取る国外発行債の利子について源泉徴収を免除すること
- 5 .振替債の利子に係る源泉徴収が免除されている内国法人の適用要件（資本又は出資の金額が1億円以上）を撤廃すること。少なくとも資本又は出資の金額が1億円以上の申請、確認事務につき簡素化を図ること
- 6 .物価連動国債等について、オーバーパー償還部分に対する源泉徴収義務の廃止など、税制上の措置を講じること

#### 投資信託等の活性化に向けた税制措置

- 1 .投資信託財産の統合にあたり、利益剰余金が存在する場合には、当該利益剰余金に係る（受益者に帰属すべき）課税を課さないこと
- 2 .不動産投資法人等が現物不動産を売買する際に適用されている登録免許税を撤廃すること。少なくとも全ての不動産取引に平成18年3月31日まで適用されている登録免許税の軽減措置を延長すること、加えて不動産投資法人等に追加的に平成18年3月31日まで適用されている軽減措置について延長すること 【期限切れ延長等要望】

- 3 .不動産投資法人等が現物不動産を取得する際に適用されている不動産取得税を撤廃すること。少なくとも全ての不動産取引に平成 17 年 12 月 31 日まで適用されている課税標準の軽減措置、平成 18 年 3 月 31 日まで適用されている不動産取得税の軽減税率を延長すること 【期限切れ延長等要望】
- 4 . 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち 90%超配当要件については、その判定式の改善や減損損失の損金算入を認めること、要件違反の場合の課税方法の改善等、適切な措置を講じること
- 5 . 不動産投資法人及び証券投資法人等について、株式等に対して配当や有償減資等の課税の見直し、税制上の優遇措置（所得控除制度を含む）や相続・贈与等に係る軽減措置等が手当てされる際には同様の措置を講じること
- 6 . 不動産投資法人にかかる固定資産税について軽減すること
- 7 . 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち「事業年度の終了時において 3 人以下の投資主及びその特殊関係者により発行済み投資口総数の 50%超を保有されている同族会社に該当しないこと」の要件については、「投資主及びその特殊関係者」の対象から地方公共団体等の一定の者を除外すること
- 8 . 公募証券投資信託に適用されている外国税額控除について、私募のファミリーファンド形態をとっている証券投資信託についても適用すること

#### 確定拠出年金制度等に関する税制措置

- 1 . 特別法人税を撤廃すること
- 2 . 拠出限度額を引き上げること
- 3 . 制度上、企業型における従業員拠出が認められる際には、税制上の措置を講じること

#### 勤労者等の金融資産形成促進のための税制措置

- 1 . 従業員持株制度について会社が従業員に奨励金を付与した場合に、給与所得課税を非課税とする又は課税の繰延べを行うこと（日本版 E S O P）
- 2 . 株式・株式投資信託の累積投資及び従業員持株制度を利用した投資金額について、年間一定額を上限とし、所得控除制度を設けること

## その他

- 1．配当の二重課税を廃止すること
- 2．配偶者控除や扶養控除の判定基準となる「合計所得金額」に加算する譲渡所得等について、損失の繰越控除前の金額ではなく損失の繰越控除を適用後の金額とすること
- 3．特定口座年間取引報告書等の各種顧客交付書類について、電子情報処理組織を利用する方法等による交付を認めること
- 4．いわゆるラップ口座に係る株式等の譲渡所得等における費用として、投資顧問料等を加算することを可能とすること
- 5．国内公募株式投資信託の源泉徴収の不適用特例の対象に、特定口座への受入れの際に個別元本（手数料等含む）を取得金額として特定口座に受入れる場合に限り、本券入庫による受益証券も特例の対象に含めること

以 上